

※ このチェックリストは、令和3年4月1日に以降に開始した技能実習について適用します。
 郵送に当たっては、事故の防止のため簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。

R 6	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(生産性向上助成))[建設事業主用] 支給申請チェックリスト
-----	--

提出先(郵送先)
 〒690-0841
 松江市向島町134-10(松江地方合同庁舎5階)
 島根労働局 職業安定部 職業対策課 建設助成金担当
 TEL: 0852-20-7022 FAX: 0852-20-7025

提出 期限	生産性向上助成の対象となった技能実習の訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年後の会計年度の末日の翌日から起算して5ヶ月以内に提出(期限厳守・必着)してください。
----------	--

※ 記入上の注意
 ①訂正する場合は2本の平行線により抹消し、訂正箇所には必ず代表者印による訂正印を押印してください。
 ②担当者の個人印による訂正、修正液・修正テープ等での訂正は不可です

No	提出書類・添付書類	提出形態	事業主 チェック	労働局 チェック
1	・ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(生産性向上助成))支給申請書[建設事業主用] (建技様式第3号)(R4.8) ※両面印刷で提出してください。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	・ 生産性要件算定シート(共通要領 様式第2号)(2019.4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	・ 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)(R5.4.1)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	・ 支払方法・受取人住所届(帳票種別32850)(R5.4.1)及び通帳(表紙)等の写し ※ 住所変更又は届出済みの金融機関・口座番号を変更する場合に提出してください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	・ 生産性要件算定シートの算定の根拠となる証拠書類(損益計算書、完成工事原価報告書、総勘定元帳等) ※ 訓練開始日が属する会計年度の前年度及びその3年後の会計年度分	A4 写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)支給決定通知書 ※ 申請の根拠となる(経費助成・貸金助成)の支給決定分全て		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	・ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険料等納入通知書(雇用保険分) ※ 雇用保険料率18.5/1,000。(直近のものを提出してください。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	・ 中小建設事業主であることを確認できる書類(次のいずれか一つ) ※ 建設業許可番号が記載された書類(建設業許可通知書等)、資本及び労働者数が記載された書類、事業内容を記載した書類等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>